

浜松市 一般廃棄物処理基本計画 (改定版) —概要版—

●一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」に基づき、生活環境の保全、公衆衛生の向上、循環型社会の形成を図りつつ、一般廃棄物処理の適正な処理を行うため、市が区域内の処理計画を中長期的な視点から策定する計画です。

「浜松市一般廃棄物処理基本計画」は「ごみ処理基本計画編」と「生活排水処理基本計画編」から構成されています。

●計画期間

令和4年度～令和10年度

●計画の目標値

《ごみ処理基本計画編》	現状(令和2年度)	目標(令和10年度)
ごみ総排出量	214,378t	193,055t
資源化率	24.7%	30.2%
最終処分量	13,168t	11,583t

《生活排水処理基本計画編》	現状(令和2年度)	目標(令和10年度)
汚水衛生処理率	87.7%	90.8%

2025年(令和7年)12月変更

2022年(令和4年)4月



浜松市



©浜松市
出世大名家康くん

基本理念

市民・事業者・市の連携により
資源を有効に活用する循環型都市を目指す

基本方針 1

ごみの減量・資源化と 適正処理の推進

主な個別施策

●家庭系ごみの減量の 推進

- ・食品ロス削減・生ごみ減量、リユース促進のための取組みの検討・実施
- ・家庭ごみ有料化の検討

●家庭系ごみの資源化 の推進

- ・資源物の分別啓発や資源回収場所の情報発信
- ・新たな資源化品目の調査・検討

●事業系ごみの減量・ 資源化の推進

- ・事業者への指導体制の強化
- ・事業系生ごみバイオマス事業の推進

●ごみの適正処理の推進

- ・分別排出の指導体制の充実
- ・集積所の管理に対する自治会支援
- ・不法投棄対策の強化



基本方針 2

市民・事業者・市の協働 による取組みの推進

主な個別施策

●人材育成及び環境教育 の推進

- ・啓発活動や出前講座の実施等、環境教育の充実
- ・ごみ減量・資源化についての情報発信の強化の検討・実施

●市民との協働の推進

- ・大学生との協力事業等の検討・実施
- ・地域の環境美化推進員への支援強化

●事業者との協働の推進

- ・食品ロス対策・脱プラスチック推進をはじめとした事業者との連携強化等



基本方針 3

ごみ処理と資源化の 体制整備の推進

主な個別施策

●安定的な体制整備の推進

- ・計画的な清掃工場の整備、ごみ処理の広域化の検討、リチウムイオン電池などの処理体制の研究
- ・安定的な収集体制の維持構築
- ・資源化事業者への支援の検討・実施

●効率的な体制整備の推進

- ・安定的な処理に加え、民間活力の導入を含めた効率的な処理体制の検討
- ・最終処分場の効率的な利活用と将来的な在り方の整理
- ・新清掃工場稼働に向けた効率的な搬入地区割りの見直し等の実施

●災害時の体制整備の推進

- ・災害廃棄物処理マニュアルの見直し、研修体制の充実
- ・関係機関・団体との連携強化



生活排水処理基本計画編

基本理念

市民・事業者・市の連携による 水環境改善の取組みの推進

基本方針 1

水環境改善のための 目的意識の向上

個別施策

●市民団体や自治会との連携

- ・市民団体との情報共有や自治会等への出前講座の開催を通じた、地域全体としての目的意識向上
- ・小学生等への環境教育を通じた、環境意識の向上

●広報誌やインターネットを用いた情報発信

- ・広報誌や市ホームページ等での本市の水環境の現状の情報発信



基本方針 2

生活排水による 水環境への負荷低減

個別施策

●公共下水道の整備と接続率の向上

- ・公共下水道事業計画区域での効率的な整備
- ・接続率向上のため、職員による計画的かつ効率的な戸別訪問の実施

●合併処理浄化槽への設置替えと適正管理

- ・公共下水道事業計画区域外での合併処理浄化槽の普及促進
- ・浄化槽を使用している家屋等を対象に、適正に維持管理されるよう周知啓発



基本方針 3

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の 安定的な処理体制の継続

個別施策

●し尿処理施設の性能水準の確保と安定的な処理

- ・年次計画による安定的な処理体制の継続

●大規模災害に対応したし尿処理体制の継続

- ・大規模災害時に、し尿処理体制が維持できるよう、防災訓練の実施や施設保全計画の策定



補助指標*

現 状

目標(R10 年度)

一人 1 日あたりの家庭ごみ排出量	504 g／人・日(R2 年度実績)	404 g／人・日以下
事業系ごみに含まれる搬入不適合物の混入率	28%(R3 年度実績)	11%以下
家庭系食品口数量	10,176t(H30 年度実績)	7,734t 以下
事業系食品口数量	9,137t(H30 年度実績)	7,584t 以下
家庭系ごみに含まれる資源物の割合	19.5%(R3 年度実績)	10%以下
事業系ごみに含まれる資源物の割合	14.5%(R3 年度実績)	7%以下

*計画目標値に対し、具体的な取組みの目標とする指標

●計画改定の目的

平成 26 年 3 月に平成 26 年度から令和 10 年度までの本市の一般廃棄物処理の方向性を示す浜松市一般廃棄物処理基本計画を策定しましたが、当初計画策定以後、国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されるなど、廃棄物行政を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。

また、当初計画の中間目標年度である平成 30 年度を経過し、各施策の実施において生じた課題への対応も必要となっています。

これらの社会状況や課題を踏まえ、当初計画の見直しを行い、浜松市一般廃棄物処理基本計画(改定版)を策定しました。

《参考》中間目標年度における計画実績

①ごみ処理基本計画編

計画目標値	平成 30 年度計画値	平成 30 年度実績値
一人 1 日当たりのごみ排出量	866g / 人・日	879g / 人・日
リサイクル率	23.6%	18.8%
最終処分量	13,816t / 年	12,812t / 年

②生活排水処理基本計画編

計画目標値	平成 30 年度計画値	平成 30 年度実績値
汚水衛生処理率	90.6%	86.5%

●計画の位置付け

本市の総合計画である「浜松市未来ビジョン」やその個別計画である「第2次浜松市環境基本計画」を上位計画とし、関連する計画と整合性を図りつつ策定しました。

なお、本計画を「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく本市の「食品ロス削減推進計画」として位置付けます。

●計画の進行管理

本計画の目標達成に向けた進捗状況は、浜松市環境審議会へ毎年報告し、今後の計画の推進にあたっての意見や助言を求めます。

また、市ホームページ等で進捗状況を公開し、市民へお知らせします。

浜松市一般廃棄物処理基本計画(改定版)－概要版－

発 行 令和 4 年 4 月(令和 7 年 12 月変更)
浜松市 環境部 一般廃棄物対策課

問合せ

ごみ処理基本計画編について

▶一般廃棄物対策課

電話：053-453-6229

FAX：050-3737-2282

E-mail:ippai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

生活排水処理基本計画編について

▶廃棄物処理施設課

電話：053-453-6226

FAX：050-3385-8314

E-mail:ej-tobu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

このリーフレットが不要になった場合は「もえるごみ」に出さずに「雑がみ」としてリサイクルしましょう。